

乳がん検診にかかる「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」※  
の見直しについて(案)

※平成20年3月31日付け 健発第0331058号  
厚生労働省健康局長通知(平成28年2月4日一部改正)

# 1. 経緯について

- 平成26年6月「診療放射線技師法」の改正  
病院又は診療所以外の場所で多数の者の健康診断を一時に行う場合において診療放射線技師がエックス線を照射するときは、すべて医師又は歯科医師の立ち会いが必要であったが、胸部エックス線検査のためのエックス線の照射については、医師又は歯科医師の立ち会いを求めないこととした。
- 令和2年地方分権改革に関する提案募集に対する地方からの提案  
「乳がんの集団検診(マンモグラフィ)における医師の立会いを不要とする見直し」
- 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)  
(18)診療放射線技師法(昭26法226)  
集団で行う乳がん検診における乳房エックス線検査については、医師の立会いを不要とする方向で検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 第77回社会保障審議会医療部会(令和2年12月25日)において、対応方針(案)が示された。
  - ▶乳がんの集団検診(マンモグラフィ)における乳房へのエックス線の照射については、(中略)胸部エックス線検査と同様に、診療放射線技師が医師の立ち会いなく実施することを認めることとしてはどうか。
  - ▶その際、胸部エックス線検査と同様、医療安全上の配慮から、診療放射線技師が医師の立ち会いなく乳房エックス線検査を実施する場合は、以下の取組を行うことにより医療安全の確保を十分に図る必要があることについて、留意事項として示すこととしてはどうか。
    - ① 事前に責任医師の明確な指示を得ること
    - ② 緊急時や必要時に医師に確認できる連絡体制の整備
    - ③ 必要な機器・設備、撮影時や緊急時のマニュアルの整備
    - ④ 機器の日常点検等の管理体制、従事者の教育・研修体制の整備
- 一方、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(以下「指針」という。)に基づく乳がん検診では、乳房エックス線撮影以外に、医師による立会い若しくは実施が必要となる検診項目として「問診」が求められている。

## 2. 検討の方向性

- 医師の立会いなしで、診療放射線技師による乳房エックス線撮影が可能となった場合、乳がん検診の受診率向上の観点から、指針を見直し、医師の立会いなしの乳がん検診を可能とするよう、肺がん検診と同様に問診のあり方を見直すことも必要ではないか。
- 乳がん検診における問診の主な役割は、主に以下の情報を収集することにある：
  - ① 現在の症状などを含めた精密検査の必要性の判断に資する情報
  - ② エックス線撮影の安全性確保のための情報(妊娠の可能性の確認等)
- これらの情報収集については収集すべき項目を十分に明確化することによって、医師以外の医療従事者による質問によって代替することが可能ではないか。

### 3. 指針の見直しの方向性について

「2. 検討の方向性」を踏まえ医師の立会いのない乳がん検診(マンモグラフィ検査)を可能とするため、指針について以下の見直しを行ってはどうか。

- ① 乳がん検診の検診項目について、医師の立会いがなく、乳房エックス線撮影を行う場合は、問診に代わり、医師以外の医療従事者による質問を可能とするため、基本的な質問項目(自記式も可)を明確化する。
- ② 医師の立会いなしに乳房エックス線撮影を行う場合、市町村は、検診実施機関に対し、緊急時や必要時に対応する医師(責任医師)等を明示した計画書の作成・提出を求めることとする。
- ③ 医師の立会いなしに乳房エックス線撮影を行う場合、検診実施機関は、乳房エックス線撮影を行う医療従事者と責任医師との緊急時等における連絡体制の整備、撮影時・緊急時に使用するマニュアルの整備、従事者の教育・研修を受ける機会を確保することとする。
- ④ 医師の立会いなしに乳房エックス線撮影を行う場合、医師が、医療従事者が行った質問の結果及び乳房エックス線写真の読影の結果を総合的に判断して、精密検査の必要性の有無を決定し、受診者に速やかに通知することとする。

※視診及び触診は指針において推奨されていないが、仮に実施する場合は乳房エックス線検査と併せて実施することとされている。この場合は医師の立会いが必要。

# 乳がん検診のあゆみ

第9回がん検診のあり方に関する検討会(H26.9.18)  
資料3抜粋(一部改変)

|          |  |
|----------|--|
| 昭和62年    | 老人保健法に基づく乳がん検診の開始                                |
| 平成10年 4月 | 老人保健法に基づかない事業と整理<br>がん検診等に係る経費の一般財源化             |
| 平成15年12月 | 厚生労働省に「がん検診に関する検討会」を設置                           |
| 平成16年 3月 | がん検診に関する検討会中間報告<br>「乳がん検診及び子宮がん検診の見直しについて」       |
| 平成20年 4月 | 健康増進法上(第19条の2)の健康増進事業としてがん検診を位置づけ                |
| 平成27年 9月 | がん検診のあり方に関する検討会中間報告書<br>～乳がん検診及び胃がん検診の検診項目等について～ |

## 市区町村による乳がん検診の項目等

厚生労働省においては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」を定め、市町村による科学的根拠に基づくがん検診を推進。

|              | 対象年齢  | 検診間隔                              | 検診項目   |
|--------------|-------|-----------------------------------|--|
| 平成10年(1998)～ | 30歳以上 | 1年に1回                             | 問診、視診、触診   |
| 平成12年(2000)～ | 30歳以上 | 50歳未満は<br>年に1回<br>50歳以上は<br>2年に1回 | 50歳未満は問診、視診、触診、<br>50歳以上は問診、視診、触診及び乳房エックス線検査<br>(マンモグラフィ)              |
| 平成16年(2004)～ | 40歳以上 | 2年に1回                             | 問診、視診、触診、乳房エックス線検査(マンモグラフィ)  |
| 平成28年(2016)～ | 40歳以上 | 2年に1回                             | 問診、乳房エックス線検査(マンモグラフィ)<br>※視診及び触診は推奨しないが、仮に実施する場合は、乳房エックス線検査を併せて実施すること。 |